

## 別記（第3条関係）

### 音更町広告掲載基準

（広告全般に関する基本的な考え方）

第1条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報とし、広告内容及び表現は、信用性及び信頼性を担保するものに限るものとする。

（広告を掲載しない業種等）

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告（当該業種又は事業者以外の広告のうち、当該業種に関する内容が含まれているものを含む。）は、掲載しないものとする（広告を掲載中において、これらの業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。）。

- （1）各種法令に違反しているもの
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と、密接な関係を有する事業者をいう）に該当するもの
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- （4）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- （5）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （6）指名停止措置を受けているもの
- （7）違法又は不相当名行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- （8）ギャンブルに係るもの。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき発行される宝くじに係るものを除く。
- （9）社会問題を起こしている業種又は事業者
- （10）法律の定めのない医療類似行為を行うサービス、施設又は医療器具に類似した商品に関するもの
- （11）次に掲げるもの
  - ア 興信所、調査会社、探偵事務所等に関するもの
  - イ 銃砲、刀剣類その他の危険物に関するもの
  - ウ 人材募集又は解雇広告に関するもの
  - エ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引、第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれに類

する取引に関するもの

オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く）に関するもの

カ 消費者金融に係るもの

キ たばこに係るもの

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生の手續中の事業者

ケ 町税を滞納している事業者

コ 十勝管内に事務所等のないもの（国内に主たる事務所等を有するものに係る広告媒体がホームページの場合及びリコール社告等町民に広く周知する必要のある広告を除く。）

サ その他町有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（広告を掲載しない内容）

第3条 次に掲げる内容の広告は掲載しない。

（1）不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの又はそのおそれのあるもの

（2）業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの

（3）不当景品類及び不当表示防止法第31条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの

（4）次に掲げる法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

（5）次に掲げる公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 暴力、賭博、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、おいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

（6）次に掲げる基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

- イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 次に掲げる政治性があるもの
  - ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)
  - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)
- (8) 次に掲げる宗教性があるもの
  - 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(宗教団体の広告を含む。)
- (9) 次に掲げる社会問題についての主義主張や、国内世論が大きく分かれているもの
  - ア 個人又は団体の意見広告
  - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
- (10) 個人又は法人の名刺広告
- (11) 次に掲げる美観風致を害するおそれがあるもの
  - ア 色彩又はデザイン等が掲載媒体と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの
  - イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
  - ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
- (12) 次に掲げる内容又は責任の所在が不明確なもの
  - ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
  - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
  - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
  - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨が表示されていないもの
- (13) 次に掲げる虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

- ア 統計、文献、専門用語を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せず、実際より、又は他の事業者のものより著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤解させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）
  - イ 射幸心をあおる表示又は表現を含むもの
  - ウ 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現を含むもの
  - エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
  - オ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
  - カ 他人名義の広告
  - キ 虚偽の内容を表示するもの
  - ク 法令等に違反する業種、商法又は商品
  - ケ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - コ 商品等について、これと競争関係にある商品等の内容又は取引条件等を比較対象とするもの
  - サ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
  - シ 融資、株、外国為替証拠金取引等金銭、クレジットカード等に関するもの
  - ス 責任の所在が明確でないもの
  - セ 広告の内容が明確でないもの
  - ソ 国、地方公共団体又はその他公共の機関が、広告主又はその商品、サービスなどを支持、推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体、その他公共の機関が別に認証等を行なっている商品、サービス等に係るものを除く。）
  - タ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - チ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事と粉らわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- (14) 次に掲げる青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ア 水着姿、下着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力又は犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの

- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (15) 懸賞広告
- (16) アフィリエイトサイト、アービトラージサイトその他の第三者のサイトへのリンク若しくは広告が多数掲載されているもの又は広告のクリック等をさせることを主目的としているもの
- (17) 次に掲げるその他町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの
  - ア 町が、広告主又はその商品、サービスなどを支持、推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（町が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
  - イ 品位を損なう表現のもの
  - ウ 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの
  - エ 私設私書箱又は電話代行サービス等に関するもの
  - オ 投機を著しくあおる表現のもの
  - カ 多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
  - キ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
  - ク 占い、運勢判断などに関するもの
  - ケ 通貨又は郵便切手の複写の使用
  - コ 謝罪、釈明などのもの。ただし、リコール社告は除く。
  - サ 尋ね人、養子縁組などのもの
  - シ 暴力団又は暴力団員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
  - ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
  - セ デザイン及び色彩が著しく華美であり、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
  - ソ その他社会的に不適切なもの
  - タ その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認める広告  
(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第4条 掲載する広告の表示内容については、業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン、不当景品類及び不当表示防止法第31条に規定する認定を受けた規約に照らして判断するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 語学教室等

1か月で確実に修得できる等の安易さ又は授業料、受講料の安価さを強調する表現は使用しないものとする。

- (2) 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）  
合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示するものとする。この場合において、この実績は、事実又は客観的な根拠に基づかなければならないものとする。
- (3) 外国大学の日本校  
日本の学校教育法に定める大学ではないことを明確に表示すること。
- (4) 資格講座  
ア 受講する資格の内容を明記すること。この場合において、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしないものとする。  
イ 資格取得に必要な事項を表示するなど、講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、資格取得に必要な事項を表示する。  
ウ 資格講座の募集を装い、商品若しくは材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しないものとする。  
エ 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示は、しないこと。
- (5) 病院、診療所、助産所等  
ア 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5から第6条の7まで、関連法令、告示、厚生労働省の医療広告ガイドライン等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。  
イ 獣医療法(平成4年法律第46号)第17条、関連法令、農林水産省の獣医療広告ガイドライン等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。  
ウ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を表示しないこと。  
エ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示しないこと。  
オ マークを表示する場合は、必ず文字を併記すること。ただし、赤十字のマーク又は名称を自由に用いることはできない。
- (6) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等の施術所  
ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条又はこれらの規定に基づく告示等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。  
イ カイロプラクティック、整体、エステティック等の法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設の掲載は認めないものとする。
- (7) 医薬品、医薬部外品、化粧品、コンタクトレンズ、補聴器等の医療機器又は再生医療等製品  
ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第66条から第68条まで、関連法令、通知等に定める広

告規制等の関連規定に反しないこと。

イ 使用前後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等の最大級の効能若しくは効果又は安心を誤認させるおそれのある表示の掲載は認めないものとする。

(8) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条まで、健康増進法（平成14年法律第103号）第65条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条、関連法令、告示等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。

イ 健康食品については、消費者庁の食品として販売に供する物に関して行う健康保持増効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）等の関連規定に反しないこと。

ウ 医薬品的な効能、効果、成分、用法、用量などの医薬品と誤認されるような表示は、掲載しないものとする。ただし、保健機能食品又は特別用途食品においては関係規定等で定めるところにより健康又は栄養に関する表示を行うことができるものとする。

(9) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記するものとする。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記するものとする。

ウ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）及び不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）を順守すること。

エ 契約を急がせる表示は、掲載しないものとする。

(10) 弁護士、税理士、公認会計士等

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定するものとする。

イ 顧問先又は依頼者名の表示をしない（同意書がある場合を除く。）こと。

ウ 誇大又は過度な期待を抱かせる表示をしないこと。

(11) 旅行業

ア 旅行業法（昭和27年法律第239号）及び旅行業公正取引協議会の公正競争規約を順守すること。

イ 広告主の旅行者又は旅行者代理業者は、名称、所在地又は旅行業の登録番号を明記すること（広告主の旅行者又は旅行者代理業者は、旅行業法により登録を受けたものに限る。）。

ウ 行程に無い場所の写真などの不当表示をしないこと。

(12) 通信販売業

ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、町長が妥当と判断したものに限り掲

載するものとする。

イ 広告主の販売業者又は役務提供事業者は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項を表示すること。

ウ 特定商取引に関する法律第12条、関連法令等の規定に反しないこと。この場合において、表示事項等について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(13) 次に掲げる内容を掲載した雑誌、週刊誌等は掲載しないものとする。

ア 社会秩序を乱すような内容

イ 虚偽、又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容

ウ プライバシーの侵害、信用失墜又は業務妨害のおそれがある内容

エ 有害図書と認められる内容

(14) 映画、興業等

ア 暴力、賭博、麻薬又は売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しないものとする。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは、掲載しないものとする。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しないものとする。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は、使用しないものとする。

オ 過度に刺激的なデザインは、使用しないものとする。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは、掲載しないものとする。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示するものとする。

(15) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る町長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示は、できないものとする。

(16) 結婚相談所、交際紹介業

ア サービス産業生産性協議会が定める結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドラインに基づき、第三者機関から認証マークを付与されていることを明記するものとする。この場合において、当該事業を証明する資料を提出するものとする。

イ 掲載内容は、サービス内容、料金体系又は中途解約時の取扱いについて明記する。

ウ 誇大又は過度な期待を抱かせる表示をしないものとする。

(17) 労働組合等



掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定するものとする。

(18) 募金

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限るものとする。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記するものとする。

(19) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等は、表示しないものとする。

イ 有利さを誤認させるような表示は、しないものとする。

(20) トランクルーム（倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第3項に規定するトランクルームをいう。以下同じ。）及び貸し収納業者

ア トランクルームは国土交通省の規制に基づく適正業者に係るものに限るものとし、その旨を表示すること。

イ 貸し収納業者は会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこと及び倉庫業法に基づくトランクルームではない旨を明確に表示すること。

(21) 有料老人ホーム

有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）等に反しないこと。

(22) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、根拠を明確に表示すること。

イ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。この場合において、電話番号は、固定電話に係る番号とし、携帯電話等に係る番号の表示は、しないものとする。

ウ アルコール飲料については、20歳未満の者の飲酒禁止の文言を必ず表示し、20歳未満の者の飲酒を誘発するような文言又はデザインを表示しないものとする。

エ 無料で参加又は体験できるもので、費用がかかる場合があるときには、その旨明示すること。

（個別の基準）

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体を所管する部長が別に定めるものとする。

（掲載基準の適用）

第6条 第3条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができるものと認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めるものとする。